

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

練馬東税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

練馬区栄町23番7号

最寄り駅

西武池袋線 江古田駅 北口 徒歩5分

西武有楽町線 新桜台駅 2番出口 徒歩3分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 練馬東税務署 [\(案内図\)](#)

所在地 練馬区栄町23番7号

最寄り駅 西武池袋線 江古田駅 北口 徒歩5分

西武有楽町線 新桜台駅 2番出口 徒歩3分

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」](#)

その他

- 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 税務署内の駐車場は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までの期間はご利用いただけませんので、お車での来署はご遠慮ください。